

面会に関する規定

1. 目的・基本方針

本規定は、入院患者様の療養環境の確保・感染対策と適切な面会体制の両立を目的とします。
面会は患者様の尊厳保持や潤滑な退院支援に重要であるため、1 患者様の安静・治療を最優先、
2 感染防止対策の徹底、3 患者様・ご家族様の心理的支援の配慮を基本方針として適切に運用します。

2. 基本面会条件

- 面会対象：原則ご家族、ご親族、身元引受人のみ
※友人・知人の方のお見舞いは一律お断り
- 面会お断り：発熱、咳、下痢等の症状がある場合
感染症の疑いがある場合
酒気帯びの状態
医師又は看護師が不適当と判断した場合
- 面会時間：14：00～16：00
- 時間・人数：1回あたり15分程度/原則2名まで
- 年齢制限：原則中学生以上
- 面会制限：以下の場合には原則として面会制限を行う。
感染症患者様
重症患者様
- 面会場所：原則病棟デイルーム
※自力移動困難な方や個室入居者は病室可

3. 面会受付について

病院玄関にて体温測定と手指消毒をお願いしております。

1階受付にて、面会記録簿に記入後、入館許可書を受け取り着用していただき
対象病棟へ記録簿の提出をお願いしております。

※原則マスクの着用は個人の判断とさせていただきます。

※感染流行時には面会制限または禁止、マスクの着用をお願いする場合がございます。

4. 例外的面会の取り扱いについて

- 看取り期
 - ・家族の面会は原則として制限致しません。
 - ・人数・時間につきましては、柔軟に対応いたします。
 - ・感染対策（手指消毒・マスク等）は徹底させていただきます。
- 重症・急変時
 - ・医師の判断により、家族の面会を優先的に許可いたします。
 - ・時間外であっても柔軟に対応いたします。

2026年6月1日

施行日：2026.04.27

面会に係る規定

医療法人 相生会
にしくまもと病院

目次

- 第1条 … 目的
- 第2条 … 基本方針
- 第3条 … 面会対象
- 第4条 … 面会時間・面会場所
- 第5条 … 面会人数
- 第6条 … 面会受付
- 第7条 … 面会をお断りする場合
- 第8条 … 感染対策
- 第9条 … 面会制限対象
- 第10条 … 遵守事項
- 第11条 … 例外的面会の取り扱い

(目的)

第1条 本規定は、入院患者の療養環境の確保および感染対策の徹底を図るとともに、適切な面会体制を整備することを目的とする。また、入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持および療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、適切に運用するものとする。

(基本方針)

- 第2条
- 1) 患者の安静および治療を最優先とする
 - 2) 感染防止対策を徹底する
 - 3) 患者および家族の心理的支援にも配慮する

(面会対象)

- 第3条
- ・原則ご家族、ご親族、身元引受人の方
 - ・友人・知人の方のお見舞いはお断りする

(面会時間・面会場所)

- 第4条
- ・面会受付時間：14：00～16：00
 - ・1回あたり15分程度
 - ・面会場所：原則病棟デイルーム ※ご自身で移動できない方や個室の方は病室可

(面会人数)

- 第5条
- ・1回の面会は原則2名まで
 - ・原則中学生以上とする

(面会受付)

- 第6条
- ・面会者は病院玄関にて体温測定、手指消毒をお願いします。
 - ・面会者は1階受付で面会記録簿を記入し、入管許可証を受け取り着用。
対象病棟へ記録簿を提出する

(面会をお断りする場合)

- 第7条 以下に該当する場合は面会をお断りする
- ・発熱、咳、下痢等の症状がある場合
 - ・感染症の疑いがある場合
 - ・酒気帯びの状態
 - ・医師または看護師が不相当と判断した場合

(感染対策)

- 第8条
- ・原則マスクの着用は個人の判断とする。咳や鼻水など上気道症状がある場合はマスク着用、また感染流行期にはマスク着用をお願いする。
 - ・面会前後の手指消毒を徹底する
 - ・感染流行時は面会制限または禁止とする場合がある

(面会制限対象)

- 第9条 以下の場合には原則として面会制限を行う
- ・感染症患者
 - ・重症患者 ※医師が安静を必要と判断した場合

(遵守事項)

- 第10条
- ・病院職員の指示に従うこと
 - ・他の患者の迷惑となる行為を控えること ※大声、長時間の滞在、無断での写真撮影等
 - ・面会中の飲食の禁止

(例外的面会の取り扱い)

- 第11条 以下の場合においては、患者の状態や必要性を踏まえ、医師または看護師長および感染管理者の判断により、通常的面会制限を緩和することができる

(1) 看取り期(終末期)

- ・家族の面会は原則として制限しない
- ・人数、時間については柔軟に対応する
- ・感染対策(手指消毒・マスク等)は徹底する

※状況に応じて、同時入室人数の調整を行う

(2) 小児患者

- ・ 保護者の付き添いおよび面会は原則許可する
- ・ 付き添いは原則として1名（必要時2名まで）とする
- ・ 兄弟の面会は、感染状況および年齢を考慮し判断する

(3) 付き添いが必要な患者

以下の患者については、必要に応じて付き添いを認める

- ・ 認知症やせん妄のある患者
- ・ 意思疎通が困難な患者
- ・ 身体的・精神的に介助を要する患者

【付き添い条件】

- ・ 原則1名とする
- ・ 長時間の滞在となる場合は、病棟と事前調整を行う
- ・ 感染対策を遵守する

(4) 重症・急変時

- ・ 医師の判断により、家族の面会を優先的に許可する
- ・ 時間外であっても柔軟に対応する

(5) 遠方からの来訪者

- ・ 特別な事情（遠方・頻回面会困難等）がある場合

※面会時間・回数の調整を行うことがある

(6) その他

- ・ 医療上または倫理上必要と認められる場合は、個別に対応する

(付則) 施行日：2026年 4月 27日